

ち いき あん しん くら
地域で安心して暮すために

ち いき ふく し けん り よう ご し ぎょう
地域福祉権利擁護事業



ふく し り よう て つづ にちじょう きん せん かん り て つた
福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理のお手伝いをします。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

Q どのような人が利用できますか？

A 都内で生活されている方で、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方にご利用いただけます。

ご本人との契約によるサービスとなりますので、ご本人の利用希望とこの事業でお手伝いする内容を理解いただける必要があります。



Q どのようなお手伝いがありますか？

A 「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」を組み合わせて利用いただけます。

※ 「日常的金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」だけの利用はできません。

基本サービス

福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。

こんな時

- 福祉サービスを利用したいけれど、どのように手続きしたらよいかわからない
- ケアプランを作成する時に自分の意向を伝えてほしい
- 福祉サービスの利用料の支払いを忘れてしまう など

次のようなお手伝いをします

- 福祉サービスについての情報提供、助言
- 福祉サービスを利用する時や、やめる時の手続き
- 福祉サービスの利用料を支払うための手続き
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き など



オプションサービス

日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

こんな時

- 公共料金や家賃の支払いをしてほしい
- 銀行での払戻しや預入れなどの手続きに不安があるなど

次のようなお手伝いをします

- 年金や福祉手当を受け取るための手続き
- 税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃などの支払い手続き
- 日常生活に必要な預貯金の払戻し、預入れ など

☆ ご希望や状況に応じて、これらの預貯金の払戻しなどに使用する通帳や銀行印をお預かりすることもできます。



書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類をお預かりします。

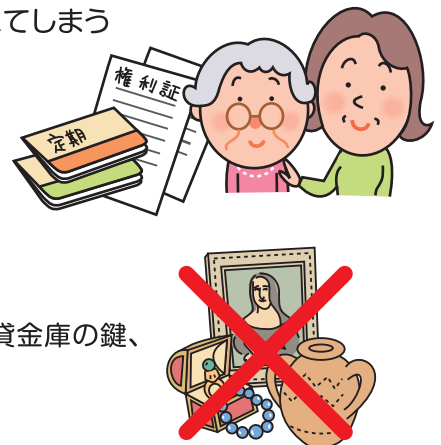
こんな時

- 年金証書や保険証書など大切な書類の保管が心配
- 普段使っていない通帳を、どこにしまったのか忘れてしまう

次のようなお手伝いをします

- 金融機関の貸金庫で、大切な書類をお預かりします。
①年金証書 ②預貯金の通帳(1,000万円程度以内) ③権利証
④契約書類 ⑤保険証書 ⑥実印 ⑦銀行印 など

☆ 頻繁な出し入れがあるものや、期日管理が必要な書類、自宅や貸金庫の鍵、宝石、骨董品等はお預かりできません。



Q お手伝いをする人は誰ですか？

A お住まいの地域の社会福祉協議会等の「専門員」と「生活支援員」がお手伝いします。

困りごとや悩みごとについて相談を受け、ご本人の希望を聞いて支援計画を作ります。契約後も、定期的にご自宅等を訪問し、状況や希望の確認をします。支援計画を変えたい場合や、心配な点があればいつでも相談してください。



専門員

契約後に、支援計画にそって、ご本人のお宅等へ訪問し、福祉サービスの利用手続きや、日常生活の金銭管理のお手伝いをします。



生活支援員



りよう 利用するにはどうしたらいいですか？

A まずは、お住まいの地域の社会福祉協議会等にご相談ください。

■ 支援の流れ	■ 支援の内容
① 相談受付	お住まいの地域の社会福祉協議会等にご相談ください。
② 訪問調査・関係調整	<p>担当者がおうかがいします。 お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門員がご本人の自宅等に訪問し、ご本人の状況や利用意思、契約能力についての確認をします。 ● ご本人の希望や生活の様子に合わせて支援計画を作成します。 ● ご本人の契約能力の確認が難しい場合は、東京都社会福祉協議会に設置されている契約締結審査会で審査します。
③ 契約	<p>利用契約を結びます。</p> <p>お手伝いの内容や約束事を書いた「契約書」と「支援計画」をご本人に確認いただいた後、担当の「生活支援員」を紹介し、契約を結びます。</p>
④ 支援開始	<p>サービスを開始します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 担当の生活支援員が自宅等を訪問し、支援計画に基づいて支援を行います。



☆ 支援開始後は専門員が定期的に訪問して、支援計画の適切さを確認します。

- 必要に応じて支援計画を見直します。
- お困りのことや相談がある時は専門員や生活支援員にお話ください。

☆ ご本人が解約を申し出た場合や契約を続けることが出来なくなった場合には解約になります。

- 成年後見制度の利用（7ページ参照）など、ご本人の生活にふさわしい他の支援がある場合には、その支援を利用できるようにお手伝いします。



☆ 安心してご利用いただくために、弁護士・医師・福祉の専門家からなる契約締結審査会で、ご本人との契約内容の審査などを行っています。



利用料はいくらかかりますか？

A 契約を締結するまでの相談や、支援計画の作成などは無料です。
 契約締結後の支援から有料になります。

東京都内基本料金

■ 援助の内容		■ 利用料
①福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算します。
②日常的金銭管理サービス	通帳等をご本人が保管する場合	1回1時間まで2,500円 1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算します。
	通帳等をお預かりする場合	
③書類等預かりサービス		1ヵ月1,000円

☆ 上記利用料のほか、実費分（利用者宅から金融機関や行政窓口等に出向いた時の交通費など）は負担していただきます。

☆ 生活保護世帯の方の利用料につきましては、地域の社会福祉協議会等の相談窓口にお問い合わせください。



この事業を利用するなかで、希望や苦情がある場合にはどうしたらいいですか？

A 希望や苦情がある時には、担当している専門員や生活支援員に相談してください。また、苦情は、下記の福祉サービス運営適正化委員会に直接申し出ることもできます。

苦情などの受付電話

.....
 福祉サービス運営適正化委員会 事務局
TEL.03-5283-7020

● 地域福祉権利擁護事業はこのようにご利用いただいています。

高齢のAさん

Aさん(70代)は一人暮らし。最近、物忘れが多くなりました。同じ品物をいくつも買ってしまったり、通帳や印鑑をどこにしまったのか忘れてしまうこともたびたびありました。また、家事も自分ひとりでこなすことが大変になっていました。



Aさんの困りごとを知った地域包括支援センターの職員はAさんに地域福祉権利擁護事業を紹介し、後日、専門員と一緒にAさんの自宅を訪問しました。専門員から事業の説明を聞き、身寄りのないAさんは地域福祉権利擁護事業を利用することにしました。

契約後はAさんの希望で社会福祉協議会が通帳・印鑑を預かり、生活支援員が見守りを兼ねて月2回訪問し、銀行に同行して生活費を払い戻したり、必要な時には公共料金の支払いをお手伝いしています。また、地域包括支援センターの支援により介護保険の申請も進め、家事をお手伝いするためのホームヘルプサービスを利用できるようになり、Aさんは生活の落ちつきを取り戻しました。

知的障害があるBさん

知的障害があるBさん(30代)は、2ヵ月前からアパートで一人暮らしを始めました。Bさんは初めて自分で通帳を持ち、様々な手続きをすることに不安があったことから、通っている作業所の職員と一緒に社会福祉協議会に相談しました。



Bさんには「一人で色々なことが出来るように練習していきたい」という希望がありました。そこで、契約後は月2回、生活支援員が自宅を訪問し、Bさんと一緒に支払いが必要なものを確認して、お金の使いみち等を話し合い、金融機関に同行しています。Bさんは自分で手続きをすることに少しずつ自信がついてきました。

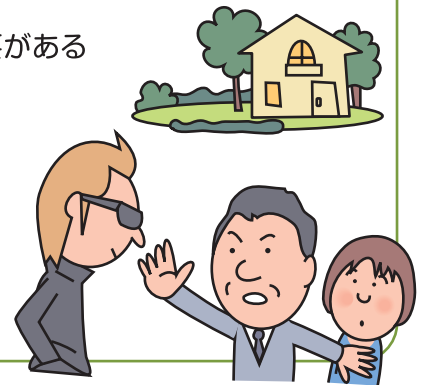
また、Bさんのお手伝いをするなかで、「食生活が偏りがちだ」ということがわかり、専門員はホームヘルプサービスの利用を勧めました。今は、買い物や料理などをヘルパーと一緒に楽しく行っています。



地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の違いは何ですか？

A 地域福祉権利擁護事業は、ご本人との契約により、日常生活の範囲内でお手伝いする事業です。以下のような場合は、成年後見制度の利用が適切です。

- 認知症や障害の状態が重く、本事業の契約ができない
 - 頻繁な消費者被害に遭うため、不要な契約を取消す必要がある
 - 不動産の売却や老人ホームなどへの入所の契約
 - 遺産分割協議
- ・・・など「重要な財産管理や法律行為」、「療養看護等に関する契約」などが必要な場合



成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や身上かん護などを支援するしくみで、「任意後見制度」と「法定後見制度」との二つがあります。

任意後見

本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、療養看護や財産管理などに関する代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

法定後見

判断能力の程度など本人の状況に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が、本人の利益を考えながら、代理権や同意権・取消権を活用することによって、本人を保護・支援する制度です。



☆ 地域の社会福祉協議会等では、成年後見制度を利用するためのご相談にも応じています。詳細は地域の社会福祉協議会等へお問い合わせください。

☆ 成年後見制度についての詳細は下記ホームページでもご覧いただけます。

- 東京家庭裁判所後見サイト

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/koken/index.html>

- 法務省民事局

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>



● ^{ち いき ふく し けん り よう こ じ ぎょう り よう むずか}地域福祉権利擁護事業の利用が難しくな^{とき}った時には、
^{せい ねん ころ けん せい ど り よう て つた}成年後見制度を利用するための^{て つた}お手伝いもします。

Cさん(80代)は一人暮らし。地域福祉権利擁護事業を利用しながら、生活をしていましたが、身体状況の低下と認知症が進み、自宅で暮らすことが難しくなってきたため、施設へ入所することになりました。

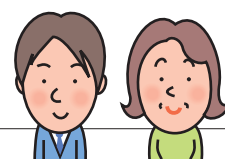
しかし、Cさんは「難しいことはわからない」と、施設選びや入所手続きに不安を訴えました。そこで社会福祉協議会は成年後見制度の利用を提案し、Cさん自身が申し立てて成年後見制度を利用することになりました。

その結果、保佐人が選任され、Cさんの希望に添って様々な施設を一緒に見学し、有料老人ホームへの入所手続きを行いました。また、今後の生活にかかる費用を考え定期預金を解約する必要もあったことから、保佐人が支援し、あわせてその手続きも行ないました。

今、Cさんは心配なことは保佐人に相談をしながら、有料老人ホームで安心して暮しています。



^{そう だん}ご相談は ^すお住まいの^{ち いき}地域の^{しゃ かい ふく し きょう ぎ かい どう}社会福祉協議会等へ…



■発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ内 TEL 03-3268-1149 FAX 03-3268-7222